

先端技術挑戦プロジェクト産学連携創出支援事業実施要領

第1 趣旨

知事は、先端技術を積極的に活用し、産業活力の創造につなげていくため、県内企業の高等教育機関と連携した新ビジネス創出による地域課題解決型プロジェクトに対して、支援する。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は次に掲げるとおりとする。また、事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

1 可能性調査枠

この事業の実施主体は、県内に事業所を置く中小企業とし、本要領第3の1（1）に掲げる事業を行う者をいう。

2 研究開発枠

この事業の実施主体は、高等教育機関、団体等を構成員とするコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）によるものとし、その中に県内に事業所を置く中小企業者及び高等教育機関を含み、本要領第3の1（2）に掲げる事業を行う者をいう。

第3 事業の内容

この事業の内容等については次に掲げるとおりとする。

1 補助事業の種類

（1）可能性調査枠

(2) 研究開発枠

1 補助対象事業

(1) 可能性調査枠

ア 先端技術挑戦協議会が設定したテーマに基づく先端技術を活用した地域課題解決型のプロジェクトであること。

イ 事業の費用が適当であること

ウ 事業が期間内に完了する見込みがあること

エ 事業が、県が実施する他事業の補助金の交付を受けていないこと又は交付を受ける見込みでないこと

(2) 研究開発枠

ア 可能性調査枠により実施し、先端技術挑戦協議会で認定を受けたプロジェクトであること。

イ 事業の費用が適当であること

ウ 事業が期間内に完了する見込みがあること

エ 事業が、県が実施する他事業の補助金の交付を受けていないこと又は交付を受ける見込みでないこと

オ 先端技術挑戦協議会から承認を受けた場合には、同一プロジェクトであっても最大2年は支援対象とできること

2 補助対象となる事業期間

交付決定日からその年度末まで。

3 審査基準

以下の観点から、有識者からなる先端技術挑戦協議会において、総合的に審査するものとする。

(1) 可能性調査枠

ア 本事業の趣旨との整合

- ・第1に掲げる本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること。

イ 技術

- ・提案のプロジェクトで活用する技術について、その開発能力を十分に有していること（過去の研究経歴等）。
- ・将来性のある技術、プロジェクトであること。

ウ 調査方法

- ・データの収集、分析が、提案のプロジェクトに沿ったものであること。
- ・提案プロジェクトの達成に向けたコンソーシアムの組成に向けた検討内容であること。
- ・事業化に向けた市場規模、競合性、優位性など十分な検討が計画されていること。

エ 働き方改革

申請する企業に以下が含まれているかの評価

- ・「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」受賞企業
- ・「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けている企業
- ・「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている企業
- ・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業

オ 経営革新

申請するコンソーシアムに以下の企業が含まれているかの評価

- ・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、本事業の公募期間の終了日が属する年度の4月1日時点において当該計画の期間中である企業

(2) 研究開発枠

ア 本事業の趣旨との整合

- ・第1に掲げる本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること

イ 技術

- ・提案のプロジェクトで用いる技術について、その開発能力を十分に有していること（過去の研究経歴等）
- ・（1）で実施した調査を踏まえた新規性、独創性及び革新性のある技術、プロジェクトであること
- ・（1）で実施した調査において、技術における課題が明確で解決方法が適切であること
- ・研究開発目標値（数値等）が適切な目標であること

ウ 事業性

- ・プロジェクト実現のための資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること
- ・（1）で実施した調査において、想定する県内、国内及び海外市場の現状や今後の動向を踏まえたプロジェクトであること
- ・販売促進戦略の検討が行われ、販売先、川下製造業者等（顧客）ニーズを捉えた事業計画であること
- ・事業化が達成された場合、県内企業や様々な産業に経済波及効果を及ぼすこと

エ 将来性

- ・当該プロジェクトにより、研究開発により磨き上げた基盤技術を活かして、コンソーシアムに含まれる県内企業が高付加価値企業へと成長・変革するよ

うな将来ビジョンを描けていること

オ 実施体制

- ・コンソーシアムがプロジェクトを実現するために必要な知見や技術、スタッフを有し、協力体制を構築できていること
- ・単なる調達先ではなく、プロジェクト実現に向けて必要な連携先となっていること

カ 働き方改革

申請する企業に以下が含まれているかの評価

- ・「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」受賞企業
- ・「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けている企業
- ・「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている企業
- ・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業

キ 経営革新

申請するコンソーシアムに以下の企業が含まれているかの評価

- ・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、本事業の公募期間の終了日が属する年度の4月1日時点において当該計画の期間中である企業

第4 事業実施計画の作成及び認定

1 可能性調査枠

- (1) 事業実施主体は、先端技術挑戦プロジェクト産学連携創出支援事業（可能性調査枠）認定申請（第1号様式）に添付書類を添え、知事が別に定める期日までに知事に対して認定の申請を行うものとする。

2 知事は、事業内容を審査し、適当と認めるときは、事業認定通知書（第2号様式）

により事業実施主体に通知する。

2 研究開発枠

(1) 事業実施主体は、先端技術挑戦プロジェクト産学連携創出支援事業（研究開発枠）認定申請書（第1号様式）に添付書類を添え、知事が別に定める期日までに知事に対して認定の申請を行うものとする。

2 知事は、事業内容を審査し、適当と認めるときは、事業認定通知書（第2号様式）により事業実施主体に通知する。

第5 事業の運営

事業実施主体は、この事業で得られた成果を有効かつ効率的に活用するものとする。

第6 事業の指導

この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、知事は、必要に応じて事業実施主体を指導、助言することができるものとする。

第7 助成措置

知事は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部を助成する。

第8 実績報告

事業実施主体は、事業が終了したときは、知事が別に定める実績報告書に添付書類を添えて、知事に提出するものとする。

第9 成果の発表

(1) 可能性調査枠

事業実施主体は、補助事業の成果や活動について先端技術挑戦協議会で発表するものとする。

(2) 研究開発枠

事業実施主体は、補助事業の成果について先端技術挑戦協議会等で発表するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年度先端技術挑戦プロジェクト産学連携創出支援事業から適用する。